# 令和5年度第7回庁議 会議録

[日 時]令和5年11月27日(月)9時00分~9時50分

[場 所] 庁舎応接会議室

「出席者」市長、副市長、教育長及び各部局長

「欠席者」監査委員事務局長

## 「会次第〕

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局) (会派説明報告について(企画部、市民環境部))
- (2) 令和4年度分新居浜市行政評価結果報告について (企画部)
- 3 協議事項

(なし)

4 連絡事項

(なし)

5 その他

### 1 市長あいさつ

本日の庁議議題にもあるように、市議会定例会が、12月5日に開会予定である。 会派説明については、11月20日から22日に開催され、そこでも質疑応答があっ たと思うが、12月議会に向けて、各部局とも、予想される項目については事前に準 備をするなど、遺漏のない対応をお願いする。

本日は、まず、「市議会定例会提出議案」について、関係部局からの説明及び会派説明をした部局からの「会派説明の結果報告」をしていただき、次に、企画部から「令和4年度分新居浜市行政評価結果」について報告していただく。

その他、連絡事項等があれば連絡していただき、本日の庁議は、10時00分に終 了することを目標とする。

#### 2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について

(関係部局)

市長

それでは、議事に入る。

「市議会定例会提出議案について」、教育委員会事務局、市民環境部、経済部、企画部、福祉部、総務部、消防本部の順番で説明をお願いする。

また、会派説明を行った部局については、議案の説明後、会派説明報告もお願いする。

教育委員会事務 局長 教育委員会から報告第24号から報告第27号までの4件について説明する。

まず、議案書の4ページから7ページまで、報告第24号「専決処分した事件の承認について」は、北中学校借地における地代増額請求事件について、令和5年9月26日、松山地方裁判所西条支部から提示された和解案に応じて、専決処分をしたため、報告し、承認を求めるものである。和解に応じて、市は当該借地を4,015万5,706円で買い受けるとともに、原告に令和5年度分の所有権移転までの借地料68万938円を支払っている。

次に、報告第25号から報告第27号までの3件の「専決処分の報告」について説明する。

議案書の8ページ及び9ページ、報告第25号は、令和5年9月4日午前10時30分頃、新居浜市立角野小学校において、用務員が除草作業を行っていた際、草刈機により飛び跳ねた小石が駐車中の軽自動車に当たり、車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を決定し、令和5年10月13日、専決処分をしたため、報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市長会の査定により、相手方車両の修理に要する費用、23万787円と決定したものである。なお、損害賠償の額については、全額、全国市長会学校災害賠償補償保険から支払われている。

次に、議案書の10ページ及び11ページ、報告第26号は、令和5年8月22日午前11時23分頃、新居浜市立別子銅山記念図書館駐車場において、移動図書館車両が駐車のため後進した際、駐車中の軽自動車と接触し、車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を決定し、令和5年11月13日、専決処分をしたため、報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び三井住友海上火災保険株式会社の査定により、相手方車両の修理に要する費用、15万4,748円と決定したものである。

次に、議案書の12ページ及び13ページ、報告第27号は、令和5年9月22日午前10時40分頃、市道城下寿線、岸の上町一丁目13番68号地先路上において、給食配送車が対向車と行き違うため後進した際、道路標識に接触し、損傷させた交通事故に係る損害賠償の額を決定し、令和5年11月14日、専決処分をしたため、報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び三井住友海上火災保険株式会社の査定により、道路標識の修理に要する費用、6万500円と決定したものである。なお、損害賠償の額については、2件とも、全額、三井住友海上火災保険株式会社から支払われる予定となっている。

市民環境部長

市民環境部からは、報告1件、議案2件と会派説明の結果について説明する。

議案書の14ページから15ページ、報告第28号、「専決処分の報告」については、「和解及び損害賠償の額の決定について」で、令和5年3月16日、午前9時54分頃、主要地方道壬生川新居浜野田線、東雲町二丁目6番11号地先路上において、ガソリンスタンドから発進した公用車と、東進してきた相手方の自転車が衝突し、相手方を受傷させ、車両を破損させた交通事故に係る和解及び損害賠償額を決定し、令和5年11月14日、専決処分をしたので、報告をするものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び三井住友海上火災保険株式会社の査定により、相手方の療養費用、慰謝料及び自転車の修理に要する費用、105万297円と決定したものである。なお、損害賠償の額については、全額、三井住友海上火災保険株式会社から支払われる予定となっている。

次に、議案書の27ページから28ページ、議案第61号、「新居浜市立女性総合センターの指定管理者の指定」については、新居浜市立女性センター及び新居浜市立働く婦人の家は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、今回の選定についても、民間事業者の発想や手法を活用することにより、利用者ニーズへの効果的かつ効率的な対応が期待できることから、指定管理者を公募した。その結果、「公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団」の1団体のみの応募ではあったが、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、新居浜市立女性センター及び新居浜市立働く婦

人の家の指定管理者に、「公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団」を指定するものである。なお、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を予定している。

次に、議案書の51ページ、議案第71号、「新居浜市公営葬儀条例を廃止する条例の制定」については、葬儀様式や市民の葬儀に対する意識の変化等により、公営葬儀の利用件数が著しく減少したことから、市民の生活様式改善に寄与するという一定の役割を果たしたものと判断し、新居浜市公営葬儀制度を廃止しようとするものである。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

引き続き、公営葬儀の廃止についての会派説明の結果を報告する。 質疑では、近年の公営葬儀の件数の推移はどうか、県内で公営 葬儀の制度を残している自治体はあるのか、低所得世帯等への対 応はどうなるのか、などの意見が出された。

経済部長

経済部からは一般議案1件、条例議案1件の2件について説明する。

まず、議案書の17ページから18ページ、議案第56号、「新 居浜市観光交流施設等の指定管理者の指定について」で、本議案 は、新居浜市観光交流施設等の指定管理者を指定するため、地方 自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める もので、新居浜市観光交流施設、東平歴史資料館、東平マイン工 房及び旧端出場水力発電所の指定管理者に、「株式会社マイントピ ア別子」を指定するため、提出するものである。新居浜市観光交 流施設、東平歴史資料館及びマイン工房については、平成28年 4月から指定管理者制度を導入しており、今回の選定にあたり、 令和5年3月28日にオープンした新居浜市旧端出場水力発電所 を新たに対象施設として加え、民間事業者のノウハウを活用する ことにより、利用者ニーズへの効果的かつ効率的な対応が期待で きることから、指定管理者を公募した。その結果、「株式会社マイ ントピア別子」の1団体のみの応募ではあったが、「新居浜市指定 管理者候補者選定委員会」による審査の結果、これまでの豊富な 経験を活かした管理運営が期待できる等、適格と判断されたため、 新居浜市観光交流施設等の指定管理者に「株式会社マイントピア 別子」を指定するものである。なお、指定期間は、令和6年4月 1日から令和11年3月31日までの5年間を予定している。

次に、議案書の52ページから54ページ、議案第72号「新 居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条 例」の制定についてで、本議案はキャンプ場の整備に伴い、新居 浜市森林公園ゆらぎの森の利用料金について見直しを行うため、 及び所要の条文整備を行うため、提出するものである。新居浜市 森林公園ゆらぎの森については、別子山村の編入合併に伴い、平 成15年4月から、市民や次代を担う青少年に農林業、自然に対 する理解を深めさせるとともに地域の活性化を図ることを設置目 的として運営を行っている。今回、施設改修により電源サイトを 有するキャンプ場を整備することから、キャンプ場等の利用料金 について定めようとするものである。改正の内容としては、別表 にキャンプ場等の利用料金の基準額として、宿泊利用3、300 円、日帰り利用1,650円及び入浴利用550円を加えるもの である。なお、電源利用については、550円を定額の利用料金 として定めたいと考えている。その他の改正については、ゆらぎ 館の利用料金の基準額に消費税額等を加算し、及び所要の条文整 備を行おうとするものである。なお、この条例は、令和6年4月 1日から施行したいと考えている。

企画部長

企画部からは、一般議案2件、条例議案1件、予算議案2件、 追加提出予定議案と会派説明の結果について説明する。

まず、議案書の21ページ、22ページ、議案第58号、「新居 浜市生涯活躍のまち拠点施設の指定管理者の指定」についてで、 新居浜市生涯活躍のまち拠点施設については、令和3年度から指 定管理者制度を導入しており、今回の選定についても、民間事業 者の発想や手法を活用することにより、利用者ニーズへの効果的 かつ効率的な対応が期待できることから、指定管理者を公募した。 その結果、「株式会社ハートネットワーク」1団体のみの応募では あったが、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の 結果、地域との連携を活かした効果的な管理運営が期待できる等、 適格と判断されたため、新居浜市生涯活躍のまち拠点施設の指定 管理者に、「株式会社ハートネットワーク」を指定するものである。 なお、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31 日までの5年間を予定している。

次に、議案書の37ページから43ページまで、議案第68号 「新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例等の一部を改正す る条例の制定」については、特定の行政サービスを利用する人と 利用しない人との「負担の公平性」の確保を目的として、現状に 応じた適正な額にするため、近隣市及び県内他市町の類似施設を 参考に本市の使用料及び手数料を見直し、新居浜市立学校体育施 設照明設備使用料条例など9項目の条例を改正するものである。

次に、議案第73号「令和5年度新居浜市一般会計補正予算(第4号)」については、畜産基盤施設再生支援事業の単独事業をはじめ、企業立地促進対策費等の施策費及び経常経費について予算措置するもので、今回の補正は歳入歳出それぞれ9億590万2千円の追加となっている。

また、議案第74号「令和5年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」については、令和6年度からの介護保険制度改正に伴うシステム改修費用について予算措置するもので、歳入歳出それぞれ1,100万円の追加となっている。なお、補正内容については、会派説明資料(12月補正予算案の概要)のとおりである。次に、追加提出予定の議案について説明する。

「令和5年度新居浜市一般会計補正予算」については、人事異動及び人事院勧告等に伴う給与改定により予算措置するもので、歳入歳出それぞれ3億9,926万6千円の追加を予定している。また、低所得世帯に7万円を支給する価格高騰重点支援給付金支給事業費の施策費についても追加で提出する予定であるが、補正額等については現在精査中である。

「令和5年新居浜市度渡海船事業特別会計」については、人事 異動及び人事院勧告等に伴う給与改定により予算措置するもの で、歳入歳出それぞれ148万8千円の追加、「令和5年度新居浜 市国民健康保険事業特別会計補正予算」についても、同様に歳入 歳出それぞれ684万6千円の追加を予定している。

引き続き、使用料及び手数料関係の会派説明の結果を報告する。 東雲市民プールは小人料金の10円を上げるのか。改定の周知 方法はどうするのか。今回の改定により、近隣市と同等の料金に なるのか。関係する各種団体には事前に周知しているのか。中学 校の部活動などの課外活動に影響するのか。4年後の料金改定時 も激変緩和措置を設けるのか。県との共催についても5割免除と するのか。料金の改定率の上限を150%にした根拠は何か。と いった意見が出された。

次に、補正予算関係の会派説明の結果を報告する。

まず、<u>子ども医療助成費</u>では、どの学年の受診が増えているのか。医療費が増加している要因は何か。

<u>医療機関新規開業等支援事業費</u>では、開業する小児科の場所は どこか。対象となる要件は何か。今後も小児科の建設予定があれ ば、同様の補助金が支給されるのか。

<u>企業立地促進対策費</u>では、雇用状況によって、奨励金の金額は変わってくるのか。

<u>債務負担行為の補正</u>では、市民文化センター西側駐車場用地は、 土地開発公社ではなく、直接市が購入すべきでは。購入する土地 の価格は適正か。土地所有者から売却の申出があったのか。

<u>その他</u>としては、残高が減少している財政調整基金は、どのように活用されているのか。といった意見が出された。

文化スポーツ局長

続いて、議案第57号、「新居浜市市民文化センター等の指定管理者の指定」について説明する。

市民文化センターをはじめ、新居浜市が管理する体育・文化施設の16施設は平成18年度から、都市公園の2施設は平成31年度から指定管理者制度を導入しており、今回の選定についても、公正かつ透明性を確保するとともに、民間・団体等が有する技術やノウハウを管理運営業務に活用し、更に利用者ニーズに沿った市民サービスの向上や管理経費の縮減が期待できることから、指定管理者を公募した。その結果、「公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団」の1団体のみの応募ではあったが、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、施設相互間の連携や効率化が図られている等、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、新居浜市市民文化センター等の指定管理者に、「公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団」を指定するものである。なお、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を予定している。

福祉部長

福祉部からは、議案第59号、議案第60号、議案第69号及び議案第70号について説明する。

まず、議案書23ページから26ページまで、議案第59号「新 居浜市総合福祉センターの指定管理者の指定について」及び議案 第60号「新居浜市障がい者福祉センターの指定管理者の指定に ついて」一括して説明する。 新居浜市総合福祉センター及び同別子山分館並びに新居浜市障がい者福祉センターについては、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、今回の選定についても、指定管理者制度本来の趣旨に従い、それぞれ指定管理者を公募した。その結果、「社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会」の1団体のみの応募ではあったが、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、引き続き、新居浜市総合福祉センター及び同別子山分館並びに新居浜市障がい者福祉センターの指定管理者に、「社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会」を指定するものである。なお、指定期間はどちらも令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を予定している。

次に、議案書44ページ、議案第69号、「新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定についてで、本議案は、「新居浜市公立保育園・幼稚園の再編等に関する計画」の個別計画に基づき、令和6年4月1日に同校区内に私立保育所が新設されることに伴い、新居浜市立金子保育園について、令和6年3月31日限りで廃止とするため、本条例のうち、保育園の名称及び位置を示す別表の中から「新居浜市立金子保育園」の項を削除するものである。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書45ページから50ページまで、議案第70号、「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定についてで、本議案は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、国民健康保険法施行令が一部改正され、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減基準についての条文の追加その他の改正を行うものである。改正の内容としては、第7条、第11条、第12条の改正は、産前産後の保険料の減額措置に関する繰入金の新設、第9条及び第16条は、令和4年度税制改正に伴う条文整備、第15条は、賦課期日後に被保険者資格が異動した未就学児に対する月割り賦課額についての改正、第16条の3は、未就学児の被保険者均等割額の減額の端数処理を明確化するための改正、第16条の4は、出産被保険者に係る産前産後期間の減額に関する基準の条文追加、第24条の3は、出産被保険者に関する新たな届出についての条文追加である。なお、

この条例のうち、第16条の4の改正規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の保険料について適用し、その他の規定は、令和6年1月1日から施行したいと考えている。

総務部長

総務部から、追加提出予定を含め、議案8件について説明する。

まず、議案書の29ページから31ページまで、議案第62号から第64号「工事請負契約の変更について」で、本議案は、現在施工中の東田団地2号棟新築工事に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事3件の契約について、新居浜市工事請負契約約款の規定に基づくインフレスライド条項を適用し、工事請負金額を変更するものである。工期の変更はなく、令和6年4月30日までの予定である。

次に、議案書の32ページ、33ページ、議案第65号、「市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例」の制定についてで、本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。この条例は、令和6年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の34ページ、35ページ、議案第66号「新居 浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定につ いてで、本議案は、新居浜市営渡海船について、全国的な船員不 足の状況下において、渡海船の運航を安定かつ持続可能とするた め、将来的な船長を育成する観点から、今年度の採用計画におい て、甲板員を採用する予定としており、甲板員として乗船勤務し た職員に支給する乗船手当を創設する必要があることから、条例 の一部を改正しようとするものである。この条例は、令和6年4 月1日から施行したいと考えている。

次に、追加提出を予定している条例議案は、人事院勧告に伴う 国家公務員に係る給与改定に準じた議会議員並びに特別職及び一 般職の職員の給与改定等に関する条例、また、人事議案「新居浜 市教育委員会の委員の任命について」は、任期満了に伴う新たな 委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

消防長

消防本部からは、議案書の36ページ、議案第67号、「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例」の制定について説明する。

本議案は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改 正に伴い、高圧ガス規制事務に係る手数料の算定方法を改めるた め、新居浜市手数料条例の一部を改正しようとするものである。 改正内容については、別表第2第33項に規定する液化石油ガス の保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る貯蔵施設又は 特定供給設備の完成検査手数料に関して、5,800円の金額が 適用される施設に、高圧ガス保安法第39条の22第1項に新た に規定される認定高度保安実施者が完成検査を実施した施設を追 加するものである。なお、この条例は、公布の日から施行したい と考えている。

市長

ただいまの説明に対し、何か質問は無いか。

加藤副市長

交通事故の100万円を超した部分は専決処分できるのか。そ の理由は何で決まっているのか。

選挙管理委員会 課長)

「専決処分事項の指定について」という議決の中で、交通事故 事務局長(総務 | については、自動車損害賠償保障法に規定する保険金額の最高額 の範囲内の額と決まっているので、専決処分できる。

加藤副市長

了解した。次に、工事請負契約の変更の3件について総務部が 説明してくれたが、議場では建設部が補足すると思う。それなら ば庁議でも建設部が説明するか、議場でも総務部が説明するか、 統一した方が良いと思う。整理の仕方や考え方はいろいろとある とは思うので、検討してほしい。

それと、国の法改正による条項ずれが起こっているものについ て、補足説明はするのか。

企画部長

条項ずれだけのものについては、補足説明はしない。

加藤副市長

そうであれば問題ない。条項ずれだけの改正と同様に、法改正 と全く同じ改正が必要で、市の判断の余地がないものについての 補足説明についても、今回から変更したいというわけではなく、 次の議会以降、補足説明の有無について、考えてもらいたいと思っ ている。以前の庁議で指摘したが、工事請負契約の議案にいろい ろな図面が付いていた件については、必要最小限にして参考資料 とするなど、議案書から除く取り扱いにすることを議長と協議し、 了承いただいた。そういう状況なので、できる限り簡単に、わかりやすいものにしていきたい。先ほどの皆さんの説明を、あえて資料を全然見ずに、耳だけで聞いていると、正直言って何を説明しているのかわからない。内容については事前に決裁で確認しているので、実際は分かるけれど、他の人が聞いたときに、今の説明だと分かりにくいだろうと思うので、そういった点の工夫が要るのではないかなという気がした。これも今後の課題ということで取り組んでいただいたらと思う。

市長

私からは指定管理者の指定について申し上げるが、今回、指定管理の案件がたくさんあり、1者だけで審査会にかけているものが多いと思うが、漫然と指定管理とするのではなく、過去の管理の状況、決算の状況、今回からの改善点等について十分に説明できるように整理をしておいてほしい。

### (2) 令和4年度分新居浜市行政評価結果報告について

(企画部)

市長

次に、「令和4年度分新居浜市行政評価結果について」、企画部から説明をお願いする。

企画部長

令和4年度分の行政評価の報告を行う。

まず、行政評価システムの変更点について説明する。評価の流れとして、施策及び事務事業については、これまで各課所室長及び部局長が評価をし、一部の施策、事務事業については外部委員会による外部評価を行い、経営戦略会議で最終評価を実施していたが、既に十分な評価がされていることから、令和5年度からは庁議にて全施策・事務事業評価の報告を実施するよう見直した。変更点については以上である。

次に評価の報告である。資料①、一覧表の黄色の施策が今回の対象であり、9月4日に外部委員会による評価を実施し、「適正な評価が行われている」と評価されたものは7施策中2施策、「おおむね適正な評価が行われている」と評価されたものは7施策中3施策、「一部適正性に欠ける評価となっている」と評価されたものは7施策中2施策となっている。また、外部委員会からの意見書は資料のとおりとなっているので、後ほどお目通しいただきたい。続いて、資料②、事務事業評価の報告で、事務事業総数が505

に対し、A評価の計画通りに進めることが適当は402事業で全体の80%、B評価の事業の進め方の改善検討は36事業で、全体の7%、C評価の事業規模・内容・実施主体の見直し検討は27事業で、全体の5%、最後にD評価の事業の結合・休廃止を検討については40事業で全体の8%となっている。

最後に、資料③、施策評価の結果については、全施策42施策中、A評価の順調に進んでいる施策はなし、B評価の概ね順調に進んでいる施策は30施策、C評価のやや遅れている施策は11施策、D評価の非常に遅れている施策は1施策となっている。

市長

ただいまの説明に対し、何か質問等は無いか。

加藤副市長

評価した結果はどのように反映させるのか。

企画部長

この事務事業評価の項目が事業ごとの予算になっている。今、 来年度の当初予算のヒアリングを実施しており、その中でそれぞ れの事業がどのような自己評価をされているかを見て、査定に活 用している。

加藤副市長

査定に活用する、フィードバックするということは非常に重要な話だと思うが、例えば事務事業評価がDの部分を見ると、そもそも終了している事業や廃止して当然の事業がD評価になっているだけに見受けられる。本当にそれだけなのかと思ってしまう。Dは当然廃止のような事業なのでそれは置いといて、C評価となっている事業をどうしていくのか。この評価は、事業実施をしている課所長及び局長、部長の評価か。

企画部長

そうである。まず各課の担当者による評価について、課長が正しいかどうか、部としてどうするのかいうことを見直してもらい、本来はそれに基づいて予算要望に生かしてもらうというのが第一段階である。その後、査定の中で企画部は見ることになるが、AやBの評価についてもそれぞれの担当部局が出している評価なので、それが本当にこのまま続けるのが良い事業かどうかということをこの評価をしながら、それぞれで検討してもらうことが目的である。

## 加藤副市長

この行政評価は非常に良いことだと思うが、自己評価をそのまま結果として出すというのはいかがかと思う。課長がした評価は、結果的に部長が見ているので部長が行った評価ということで良いけれども、自分の部局の様々な思いのもとで実施している事業について、今の時代、もう少し厳しい目で見るためにはどうするかは、やはり考えなければならないと思う。そういった意味もあって、全ての事業は無理だが、ある特定の事業については外部評価で見てもらって、そこでの考え方が出てきているのだから、その考え方を全ての施策にフィードバックした場合、部長が自分で行っていた評価結果が変わってくるということがあってもいいんじゃないかと私は思う。

この事務は相当時間がかかっていると思う。これだけのことを やるのであれば、それを生かさない手はない。どのようにして今 後の施策に生かしていくかという観点からしっかりと考えないと 意味がない。とても良いことをしているのに、それを使わないと いうことは、しなかったのと一緒である。事務に時間だけを消費 しているだけならば、もったいなさすぎる。せっかくこういうこ とやっているのであれば、正面から向かい合って、評価者である 部長がそれについて厳しい目で評価していただくべきであるとい うことを申し上げたい。

市長

これは課の担当者が評価しているのか。

企画部長

評価表の中で、費用や成果指標などを記載するようにしており、 自己評価のほか、次年度予算に対しての方向性なども記載してい る。まずは担当者が自分で評価をして、課長、部長が最終的にそ の事業に対して評価をする。部としての自己評価という形で今後 その事業をどういう方向に持っていくかということが事業ごとに 全てシートになっている。

市長

なるほど。もう予算要求については当然これに基づいてB評価の事業は要求をせず、統合するということか。フッ化物洗口事業は教育委員会としてもやめても良い事業なのか。

企画部長

おそらく要求と評価の段階でそのズレがあったということでは ないかと思う。評価の段階では先日話した事業を復活するかどう かいうのがなく、今年度予算を付けていなかったので、担当としてはもう廃止でやむを得ないという形でD評価になっているのではないかと思う。

市長

自分で自分を評価している点が気になる。第三者の評価委員が 全部見てくれているわけではないということか。

企画部長

評価委員は、事務事業評価ではなく施策評価しかしていない。

市長

評価については、ヒアリングの中でよく議論してほしい。

企画部長

基本的には、総合政策課と財政課が実施する全事業のヒアリングの中で事業が適正に評価されているか否か確認している。

加藤副市長

例えば、今モニターに表示されている項目で、「母子保健対策の推進」の「不妊治療助成事業補助金」や「妊婦一般健康診査事業補助金」がC評価になっている。これはなぜその評価になっているのか。Cということは、「事業規模・内容・実施主体の見直し検討」ということになるが、不妊治療や健康づくり、産後ケア事業などは、今一生懸命力を入れてやろうとしていることだと思うのだが。この評価は令和4年度分だからそういう評価になるのか。

福祉部長

これは令和4年度分の評価であり、今後力を入れて実施するために、今、制度をいろいろ検討しているというところでC評価になっている。

加藤副市長

これを来年度予算に反映させるという先ほどの企画部長の話と 相違するように思うのだが。1年遅れということか。

企画部長

令和5年度の事業については、事後評価では間に合わないので、 事中評価をしている。その中で、先ほど福祉部長が言ったように、 進捗状況としてはやや遅れているが、遅れているものをどのよう に見直し、どのように遅れを取り戻すかつもりなのか、そして、 次年度の予算については、現状維持でいくのか、拡大するのか、 といったことを記載している。令和4年度の評価がCだからといっ て、必ずしも縮小というわけではない。

## 加藤副市長

そういうことであれば、令和4年度の評価はCだったが、それは令和5年度の事中評価でこう変わっている、というのが見えないと生かしようがない。担当者は分かっているかもしれないが、ここでパッと見せられて、令和4年度がC評価で、それが令和6年度の予算に生かされるとなると、令和5年度は何もせず、その政策が改善されるのは1年後の令和6年になるのかと思ってしまう。過去の評価はわかるが、それをどう生かすかを考えて欲しい。

令和5年度の状況など、そういったところまで説明してもらわないと、令和4年度評価だけでは分からない。自分の部局のことは皆さん分かるかもしれないが、おそらく他部局の案件だと同じように感じていると思う。せっかく手間をかけて素晴らしいものを作っているのだから、どんどん利用してほしい。評価することが目的になってしまったら意味がない。一覧表ができたら終わりではなく、これをどう有効活用するかという方法を考えていただきたい。考えてくれているとは思うが、なお一層、報告の際にもそういった観点を入れたものにしていただけたらありがたいなと思う。

市長

事業そのものの進捗状況、計画通りに進んでいるのか、それともやり方を変えなければならないのか。どうしても進まないものは、その事業に問題があるのか。やめるものはやめるし、進んでないものは問題を解決して進める。そういった点を皆でよく議論してもらいたいと思う。

## 原副市長

事中評価はどういう形で見えるのか。

#### 総合政策課職員

予算の査定の際に、事業ごとの事中評価も令和6年度の目標も 確認できるようになっている。

#### 企画部長

年間通した事後評価として分かるのは令和4年度事業で、現時点では令和5年度の事中評価までは終わっているので、最終的にはその事中評価を見て、令和6年度の予算にどのように反映させるか、事業をどうしていくかという査定を行うことになる。今回は令和4年度事業の評価報告ということだったので、事中評価についてはこの一覧表には出ていないが、今後の出し方については

	検討する。
市長	この一覧表と事中評価の内容を全部見て、その中で廃止する事業をどうするかいうのを考えるのが一番手っ取り早いのではないか。
企画部長	C評価は事業が遅れているだけなので、遅れを取り戻すために 予算を付けなければならないものもある。この評価だけではなく、 個別表の中で予算の方向性をそれぞれ入れてもらっているので、 それを見ながら検討する。
市長	予算査定の中でいろいろ議論していきたいと思うのでよろしく お願いする。

- 3 協議事項 (なし)
- 4 連絡事項 (なし)

## 5 その他

5 C V/IE		
市長	その他、連絡事項は無いか。	
加藤副市長	予算要望についてだが、二次要望まで終わった時点での粗々の 集計では、昨年度に比べて一般財源ベースで昨年度よりも多くなっ ているとのことである。部局長の皆さんには、既にしっかり精査 していただいているとは思うが、今の要望、要求のままでは歳入 準拠の予算とはならず、予算が組めないので、今後、非常に厳し い折衝が出てくると思う。それに備えて各部局長さんには、先ほ どの評価も含め、要望している事業が本当に今必要な事業なのか どうか、また、2年で実施する予定であるものを3年で実施する というような、様々な工夫、精査を再度お願いする。	
市長	他に無ければ、以上で令和5年度第7回庁議を終わる。	